

抑モ平和會議ハ架空論者ノ夢想ヲ実行スルコトヲ能ハサリ
シト雖トモ凡ソ真摯ニシテ聰慧ナル人物カ専ラ實際ヲ旨ト
シテ開キタル會議ニ於テハ其ノ為ス所常ニ斯ノ如キモノタ
ルコトヲ知ラサルヘカラス將タ他ノ一方ニ於テハ世ノ悲觀
論者ハ本會議ヲ以テ徒ラニ若干ノ希望ヲ列挙スルノ外一モ
得ル所ナカルヘキヲ豫言セリト雖トモ本會ノ收メタル結果
ハ全ク其豫言ヲシテ齟齬セシメタリ於是乎至尊ナル露西亞
皇帝ノ識見卓越ニシテ能ク本會議發議ノ時機ヲ過リ給ハサ
リシコトヲ證言シ得タリ

本會議ノ收メタル結果ノ極メテ重要ナルコトハ余今ノ時ニ
於テ必スシモ之ヲ言ハス解兵ノ原則ニ關スル本會議一致ノ
意見ハ未タ之ヲ諸国区々ノ内政ニ適用シ以テ諸国民ノ各々
相異ナレル需要ニ副ヘシムヘキ實際の法文トナルニ至ラサ
リシコトハ事實ナリ然レトモ此点ニ就テハ須ク數週前著名
ノ歴史家ド、ブログリー公カ本會議ニ關シテ為セル評言ヲ
味フヘキナリ曰ク「今ノ時ハ大計画ニ就キテ即時且有形の
ノ効果ヲ收メントスルヨリモ寧ロ専ラ之カ無形のノ効果ヲ
收ムルニ重キヲ措クヘキノ時代ナリ」ト

諸君カ討論ノ無形の効果ハ漸ク人心ヲ感動シ遂ニ輿論ノ上
ニ赫々タル光輝ヲ發揮スルニ至ルヘシ而シテ將來列国政治
家ノ正當ニシテ重大ナル任務タルヘキ兵備制限ノ問題ヲ解
決スルニ於テ至大ノ助力ヲ列国政府ニ与フルナルヘシ終ニ
臨ミ余ハ露西亞國皇帝陛下カ其ノ企画シ給ヘル大事業ヲ繼
続スル為ニ新タナル勇氣ヲ鼓舞シ給フニ當リ其ノ今日マテ
ニ遭遇シ給ヘル艱難辛苦ヲ以テ尤モ有力ナル慰藉ノ資トナ
シ給ハンコトヲ望マサルヘカラス又吾人ハ諸君ノ此ノ地ニ
在留シタル紀念ニ因リテ我國ノ歴史ニ一ノ光彩ヲ添ヘタル
ヲ思ヒ永ク之ヲ忘ルコトナカルヘキナリ何トナレハ吾人ハ
諸君ノ在留カ文明国民間ノ國際的關係ノ歷史上ニ一新紀元
ヲ開キタルコトヲ確信スレハナリ」(満場大喝采)

○議長ハ平和會議ノ閉會ヲ告ケ散會ヲ命ス

萬国平和會議議事録 終

第十二章 第一回萬国平和會議最終決議

- 一 最終決議書
- 二 國際紛争平和的處理條約
- 三 陸戰法規慣例ニ關スル條約
- 四 「ジェネヴァ」條約ノ海戰適用ノ條約
- 五 宣言書 (一) (二) (三)

一五三 明治三二年七月二十九日 平和會議最終決議

一、萬国平和會議最終決議書

全露西亞國皇帝陛下ノ博愛ナル聖意ニ出テタル萬国平和會
議ハ和蘭國皇帝陛下ノ政府ノ招請ニ因リ千八百九十九年五
月十八日ヲ以テ海牙府ノ離宮「ボアー」宮殿ニ於テ開會セ
リ

左ニ列記スル諸国ハ本會議ニ贊同シ左記ノ委員ヲ任命セリ

独逸国

全權委員 仏国駐劄独逸国特命全權大使伯爵

ド・ミュンステル

第二委員 「ミュンヘン」大学教授男爵ド・ス

テンゲル

奥地利洪牙利国

第一全權委員

特命全權大使伯爵エル・ヴェルセル
スハインプ

第二全權委員

和蘭國駐劄特命全權公使アレキサン
ドル・オコリクサニ・ドコリクサナ

專門委員

歩兵第五聯隊長陸軍歩兵大佐ド・グ
ロッセ・ド・シュワルツホッフ

專門委員

在仏国独逸国大使館附武官海軍大佐
ジーゲル

學術委員

「コンセイエー・アンチーム・ド・
ジュスチス」「キョーニヒスベルヒ」
大学教授博士ツオルン

副 委 員	大使館参事官兼外務大臣官房長ガエ タン・メレー・ド・カボスマール
副 委 員	維也納大学教授アンリー・ランマ シュ
副 委 員	参謀本部中佐ヴィクトル・ド・クエ バック・ツィ・リード・チンメルレ ー・ヘン・エ・ハスルブルヒ
副 委 員	海軍少佐伯爵スタニスラス・ソル チック
全 権 委 員	白耳義国 國務大臣衆議院議長オーギュスト・ ベルネルト
全 権 委 員	和蘭国駐劄特命全権公使伯爵ド・グ レル・ロジエー
全 権 委 員	上院議員シュヴァリエー・デカン
清 国	
第一全権委員	露国駐劄特命全権公使楊儒
第二委員	陸徵祥
第二委員	胡惟德
副 委 員	公使館参事官何彦昇

全 権 委 員	和蘭国駐劄特命全権公使スタンフォ ード・ニュウエル
全 権 委 員	海軍大佐アルフレッド・チー・マハ ン
全 権 委 員	砲兵大尉ウ・アリウム・クロジエー
委員兼委員附書記	紐育弁護士フレデリック・ダブル ユー・ホルス

墨西哥合衆国	
全 権 委 員	仏国駐劄特命全権公使ド・ミエー
全 権 委 員	白耳義国駐劄弁理公使セニール
仏蘭西国	
第一全権委員	前内閣議長前外務大臣衆議院議員レ オン・ブールジョア
第二全権委員	和蘭国駐劄特命全権公使ジョール ジュ・ピウール
第三全権委員	特命全権公使衆議院議員男爵デツイ ルネル・ド・コンスタン
専門委員	陸軍少将ムーニエ
専門委員	海軍少将ペフォール

丁 抹 国

第一全権委員	英国駐劄特命全権公使侍従エフ・エ・ ド・ビル
第二全権委員	砲兵大佐前陸軍大臣ジー・ジェー・ エフ・フォン・シュナツク
西班牙国	
第一全権委員	前外務大臣公爵デ・テツアン
全 権 委 員	白耳義国駐劄特命全権公使ドブル ヴェ・ラミール・デ・ヴィーリヤ・ ウルーチャ
全 権 委 員	和蘭国駐劄特命全権公使アルツィ ロ・デ・バゲトル
副 委 員	在白耳義国西班牙国公使館附武官陸 軍大佐伯爵デル・セラリーヨ
面米利加合衆国	
全 権 委 員	独逸国駐劄特命全権大使アンドリュ ー・デー・ホワイト
全 権 委 員	紐育「コロンビヤ」大学総長「オノ レーブル」セッス・ロウ

専門委員	巴里法科大学教授外務省法律顧問ル ーイ・ルノール
大不列顛及愛蘭国	
第一全権委員	枢密顧問官面米利加合衆国駐劄聯合 王国特命全権大使「サー」ジュリア ン・ボーンズフォート
第二全権委員	和蘭国駐劄特命全権公使「サー」ヘ ンリー・ホワード
専門委員	海軍中将「サー」ジョン・エー・ フィッシャー
専門委員	陸軍少将「サー」ゼー・シー・アル ダー
専門副委員	在白耳義国及和蘭国公使館附武官陸 軍中佐シー・アコート

希 臘 国

全 権 委 員	前内閣議長前外務大臣仏国駐劄特命 全権公使ニー・デリアンニ
伊太利国	
第一全権委員	壤国駐劄伊太利国特命全権大使上院 議員伯爵ニーグラ

第二全権委員 和蘭国駐劄特命全権公使伯爵ア・ツ

アンニーニ

第三全権委員 伊太利国衆議院議員シュヴァリエ

ー・ギード・ボンビーリー

専門委員 陸軍少将シュヴァリエー・ルイー・ジ・

ツッカーリ

専門委員 在英国大使館附武官海軍大佐シュ

ヴァリエー・アウグスト・ビヤンコ

日本国

第一全権委員 露国駐劄特命全権公使男爵林董

第二全権委員 白耳義国駐劄特命全権公使本野一郎

専門委員 陸軍工兵大佐上原勇作

専門委員 海軍大佐阪本俊篤

専門委員 陸軍大学校及海軍大学校国際法教授

有賀長雄

盧森堡国

全権委員 内閣議長國務大臣アイシエン

全権委員 独逸国駐劄代理公使伯爵ド・ヴィレ

1

副委員 在露国公使館参事官ミルザ・サマッ

ド・カン(モンタシス・サルタネー)

葡萄牙国

全権委員 前海軍及殖民大臣西班牙国駐劄特命

全権公使「ペール・デュ・ロワイヨ

ーム」伯爵デ・マセーヅ

全権委員 露国駐劄特命全権公使「ペール・

デュ・ロワイヨーム」ドルネーラ

ス・デ・ヴァスコンセーロス

全権委員 和蘭国駐劄特命全権公使伯爵デ・セ

リール

専門委員 海軍大佐アウグスト・デ・カスチー

リヨ

専門委員 参謀本部大尉アイーレス・ドルネー

ラス

羅馬尼亞国

第一全権委員 独逸国駐劄特命全権公使アレキサン

ドル・ベルデマン

第二全権委員 和蘭国駐劄特命全権公使ジャン・エ

ヌ・パビニウ

モンテネグロ国

全権委員 英国駐劄露国特命全権大使「コンセ

イエー・プリヴエー・アクチュエル」

ド・スタール

和蘭国

全権委員 前外務大臣下院議員ヨンクヘル・

アー・ペー・セー・ファン・カルネ

ベーク

全権委員 前陸軍大臣参事院議官将官ヨット・

チェー・チェー・デン・ペール・ボー

ルチュゲール

全権委員 参事院議官テー・エム・チェー・

アッセル

全権委員 上院議員エー・エヌ・ラヒュセン

専門委員 和蘭国海軍参謀長海軍大佐アー・ペ

ー・クデマ

波斯国

第一全権委員 露国及瑞典諾威国駐劄特命全権公使

侍從武官将官ミルザ・リザ・カン(アル

ルファ・ウッドウレー)

専門委員 陸軍省砲兵局長伝令使陸軍大佐コン

スタンチン・コアンダ

露西亞国

全権委員 英国駐劄露国特命全権大使「コンセ

イエー・プリヴエー・アクチュエル」

ド・スタール

全権委員 外務省常任顧問官「コンセイエー・

プリヴエー」ド・マルテンス

全権委員 侍從外務省第一局長「コンセイエ

ー・デター・アクチュエル」ド・パ

シリ

専門委員 在仏国大蔵省派出員「コンセイエ

ー・デター・アクチュエル」ラファ

ロヴィッチ

専門委員 参謀本部大佐ジリンスキー

専門委員 近衛砲兵大佐伯爵バラントツェフ

専門委員 在仏国露国海軍派出員海軍中佐シェ

ーヌ

専門委員 法学教授海軍大尉オヴチニコフ

塞爾比亞國

全 權 委 員 英國及和蘭國駐割特命全權公使ミヤトヴィツチ

全 權 委 員 モンテネグロ國駐割特命全權公使陸軍大佐マシーヌ

副 委 員 「ベルグラード」法科大学教授博士ヴォイスラーヴ・ヴエリコヴィツチ

暹羅國

第一全權委員 露國及仏國駐割特命全權公使ピア・スリヤ・スヴァートル

第二全權委員 和蘭國及英國駐割特命全權公使ピア・ヴィスツグ・スリヤ・サクデ

第三委員 公使館參事官カルロ・コラデオーニ・ドレーリ

第四委員 白耳義國在勤暹羅國總領事エヅアル・ローラン

瑞典諸威國

全 權 委 員 伊太利國駐割特命全權公使男爵ド・ビルト

全 權 委 員 參謀官陸軍中將アブヅラー・パシヤ

全 權 委 員 海軍少將メヘメッド・パシヤ

勃爾牙利國

第一全權委員 露國在勤外交事務官博士デミトリ・イ・スタンシヨフ

第二全權委員 在塞爾比亞國公使館附武官陸軍少佐クリスト・ヘッサプテュフ

本會議ハ千八百九十九年五月十八日ヨリ七月二十九日ニ彌リテ數回ノ會議ヲ開キ其ノ間終始前記ノ委員ハ至尊ナル本會議者ノ慈仁ナル趣旨ト各本國政府ノ志望トヲ成ルヘク廣ク成效セシメムト欲スル希望ヲ有シ萬國全權委員ノ記名ヲ求ムル為メ本決議書ニ附屬スル左記ノ諸條約及宣言書ヲ議定セリ

第一 國際紛争平和的處理條約

第二 陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

第三 千八百六十四年八月二十二日「ジェネヴァ」條約

ノ原則ヲ海戰ニ応用スル條約

第四 左記ノ件ニ關スル三箇ノ宣言書

一 輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法

瑞典國

專 門 委 員 近衛「グレナヂエー」第一聯隊長陸軍大佐パー・ハー・エー・ブレンド

專 門 委 員 海軍大佐チエー・アー・エム・ド・ヒュールハムマル

諸威國

專 門 委 員 衆議院立法部議長ヴェ・コノウ

專 門 委 員 陸海軍軍医總監陸軍少將ヨット・ヨット・タウロウ

瑞西國

全 權 委 員 独逸國駐割特命全權公使博士アルノルド・ロート

委 員 國會議員陸軍大佐アルノルド・キューンツリー

土耳其國

第一全權委員 前外務大臣參事院議官チュルカン・パシヤ

全 權 委 員 外務省書記官長ヌーリー・ペー

ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルヲ禁止スルコト

二 窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ禁止スルコト

三 外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人

体内ニ入テ容易ニ開展シ若ハ扁平トナルヘキ彈丸ノ使用ヲ禁止スルコト

右ノ條約及宣言書ハ夫夫各別ノ文書タルヘキモノトス而シテ右文書ニハ本日ノ日附ヲ記シ海牙萬國平和會議ニ贊同シタル諸國ハ千八百九十九年十二月三十一日マテニ其ノ全權委員ヲシテ之ニ記名セシムルコトヲ得ルモノトス本會議ハ又前述ノ趣旨ニ從ヒ全会一致ヲ以テ左ノ決議ヲ為セリ

本會議ハ現今世界ノ重累タル軍備ノ負担ヲ制限スルコトヲ以テ人類ノ有形的及無形的福利ヲ増進セムカ為メ大ニ望ムヘキモノタルコトヲ認ム

右ノ外本會議ハ尙ホ左記ノ希望ヲ表彰セリ

一 本會議ハ「ジェネヴァ」條約ノ改正ニ關スル瑞西聯邦政府ノ照會ヲ審按シ遠カラス該條約ノ改正ヲ目的トスル特別ノ萬國會議ヲ開クノ拳アラムコトヲ希望ス

右ノ希望ハ全会一致ヲ以テ之ヲ可決セリ

二 本会議ハ中立国ノ権利義務ニ関スル問題ヲ次回ノ萬
国会議ノ議題中ニ掲ケムコトヲ希望ス

三 本会議ハ本会ノ審議ニ附セラレタルカ如キ海軍用ノ
小銃及大砲ニ関スル問題ヲ列国政府ニ於テ考究シ新式
及新口径ノ銃砲ノ使用ニ就テ協商ヲ遂クルニ至ラムコ
トヲ希望ス

四 本会議ハ列国政府ニ於テ本会ノ議ニ附セラレタル提
議ニ鑑ミ陸海軍ノ兵力及軍事費豫算ノ制限ニ関シテ協
商ヲ遂ケ得ヘキカラ考究セラレムコトヲ希望ス

五 本会議ハ海戦ノ際ニ私有財産ノ侵害スヘカラサルコ
トヲ宣言スルヲ旨トスル提議ハ之ヲ後日ノ萬国会議ノ
審議ニ附セラレムコトヲ希望ス

六 本会議ハ軍艦ヨリ港市町村ヲ砲撃スルコトニ関スル
問題ヲ規定セムトスル提議ハ之ヲ後日ノ萬国会議ノ審
議ニ附セラレムコトヲ希望ス

以上五箇ノ希望ハ若干ノ棄権ヲ除キ全会一致ヲ以テ之ヲ
可決セリ

右證據トシテ各全權委員ハ本決議書ニ記名調印スルモノナ
リ

墨西哥合衆国 ド・ミエー印

セニール印

仏蘭西共和国 レオン・ブルジョア印

ジェー・ビール印

デツールネル・ド・コンスタン印

大不列顛及愛蘭
聯合王国 ジュリアン・ポーンスフォート印

ヘンリー・ホワード印

希臘国 ニー・デリアンニ印

伊太利国 ニーグラ印

ア・ツァンニーニ印

ボンビーリー印

日本国 林董印

本野一郎印

盧森堡国 アイシエン印

伯爵ド・ヴィレー印

モンテネグロ国 スタール印

和蘭国 ファン・カルネベーク印

デン・ペール・ポールテュゲール印

テー・エム・チエー・アッセル印

エー・エヌ・ラヒュセン印

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之
ヲ外務省ニ保管シ認證シタル謄本ヲ本會議ニ賛同シタル各
国ニ交付スルモノナリ

独逸国 ミュンステル印

奥地利洪牙利国 ヴェルセルスハインプ印

オコリクサニー印

白耳義国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

楊儒印

清国 エフ・ビル印

西班牙国 公爵デ・テツアン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウ
ルーチャ印

アルツロー・デ・バゲール印

アンドリュエー・デー・ホワイト印

セッス・ロウ印

スタンフォード・ニユエル印

エー・デー・マハン印

ウキリアム・クロジエー印

波斯国 ミルザ・リザ・カン(アルファ・ウッ
ドウレー)印

葡萄牙国 伯爵デ・マセーヅ印

ドルネーラス・デ・ヴァスコンセーロ
ス印

伯爵デ・セリール印

アー・ベルチマン印

ジャン・エヌ・パビニウ印

露西亜国 スタール印

ア・バシリイ印

ミヤトヴィッチ印

マシーヌ印

暹羅国 ビア・スリヤ・スヴァトル印

ヴィスッダ印

瑞典諾威国 ビルト印

瑞西聯邦政府 ロート印

エ・オジエー印

土耳其国 チュルカン印

ヌーリー印

アブヅラー印

メヘメッド印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブテッフ印

二、國際紛争平和の處理條約

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、亜米利加合衆国大統領、墨西哥合衆国大統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下「モンテネグロ」国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露西亞国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諸威国皇帝陛下及勃爾牙利国公殿下ハ一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切ニ希望シ全力ヲ竭シテ國際紛争ヲ平和的ニ處理スルコトヲ幫助スルニ決シ文明国団ノ各員ヲ結合スル所ノ連帶義務ヲ識認シ公道ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ觀念ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ諸独立国ノ間ニ各国ノ頗ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有効ナルヘキヲ確信シ仲裁手續ニ關スル一般且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ萬国平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ国安民福

独逸国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權大使 アン
ドリュエー・デー・ホワイト

紐育「コロンビア」大学総長 「オノレーブル」セツ
ス・ロウ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 スタ
ンフォード・ニユエル

海軍大佐 アルフレッド・チー・マハン

陸軍砲兵大尉 ウ・カリアム・クロジエー

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ド・
ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使 セニー
ル

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員 レオン・ブールジョ
ア

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジョ
ールジュ・ピウール

特命全權公使衆議院議員男爵 デツールネル・ド・コン
スタン

ノ基礎タルヘキ公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ定立スルノ須要ナルヲ認メ之カ為ニ條約ヲ締結セムト欲シ各々左ノ全權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト・ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵
ド・グレル・ロジエー

上院議員 シュヴァリエー・デカン

丁抹国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍
從エフ・エド・ビル

西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇
后陛下

前外務大臣公爵 デ・テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ド
ブルヴェ・ラミーレス・デ・ヴィーリヤ・ウルーチャ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル
ツーロ・デ・バゲール

亜米利加合衆国大統領

希臘国皇帝陛下

前内閣議長前外務大臣仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ニー・デリアンニ

モンテネグロ国公殿下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル露国全權大使
「コンセイエー、ブリヴェー、アクチュエル」ド・スタイル

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣下院議員 ヨンク・ハール・アー・ペー・チュ
ー・ファン・カルネベーク

前陸軍大臣參事院議官將官 ヨット・チエー・チエー・
デン・ペール・ボールチュゲール

參事院議官 テー・エム・チエー・アッセル

上院議員 エー・エヌ・ラヒュセン

波斯国皇帝陛下

全露西亞国皇帝陛下及瑞典諸威国皇帝陛下ノ闕下ニ駐
劄スル特命全權公使侍從武官將官 ミルザ・リザ・カン
(アルファ・ウッドウレー)

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

前海軍及殖民大臣西班牙国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル